

○和洋女子大学利益相反委員会運営要領

(目的)

**第1条** この要領は、和洋女子大学利益相反規程第4条第2項に定める利益相反委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 利益相反規程の改廃に関すること
- (2) 利益相反マネジメントに関すること
- (3) 利益相反の審査に関すること
- (4) その他、利益相反に係る必要事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 事務局長
- (5) 外部有識者

2 委員長は、学長がその任に当たる。

(委員の任期)

**第4条** 外部有識者以外の委員の任期は、大学運営会議の構成員の任期と同じとする。

2 外部有識者の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

(議事)

**第5条** 委員会は、学長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

**第6条** この要領に掲げる委員会に関与する者は、職務上知り得た一切の情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

(事務)

**第7条** この要領に関する事務は、研究支援課の所管とする。

(要領の改廃)

**第8条** この要領の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から改正施行する。